法規的告示

○海上保安庁告示第十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和七年六月十八日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称　草山埼叭ノ瀬照射灯
位置
所在地　山口県山口市（草山埼灯台）
北緯　三三―五九―〇五
東経　一三一―二六―二五
変更した事項
光度　一六、〇〇〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　令和六年十月二日

名称　納沙布岬灯台
位置
所在地　北海道根室市（納沙布岬）
北緯　四三―二三―〇七
東経　一四五―四九―〇一
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、青色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和六年十二月十三日
記事　一時変更

名称　中城湾口灯浮標
位置
所在地　津堅島灯台（沖縄県うるま市）の南東方約四・二キロメートル
北緯　二六―一三―二〇
東経　一二七―五七―五九
変更した事項
頭標脱落
変更年月日　令和七年一月三日
記事　一時変更

名称　牛島港牛島一号防波堤灯台
位置
所在地　山口県光市（牛島港牛島一号防波堤外端）
北緯　三三―五一―三六
東経　一三二―〇〇―二七
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年一月六日
記事　一時変更

名称　鴨居瀬港西防波堤灯台
位置
所在地　長崎県対馬市（鴨居瀬港西防波堤外端）
北緯　三四―一九―五八
東経　一二九―二三―〇一
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年一月七日
記事　一時変更

名称　禄剛埼灯台
位置
所在地　石川県珠洲市（禄剛埼）
北緯　三七―三一―四四
東経　一三七―一九―三五
変更した事項
記事　本灯台の改修工事の実施に伴い、灰色のシートにより覆われている。
変更年月日　令和七年一月七日
記事　一時変更

名称　舟通埼音神礁照射灯
位置
所在地　福井県三方郡美浜町（舟通埼灯台）
北緯　三五―四二―一二
東経　一三五―五七―二三
変更した事項
消灯
変更年月日　令和七年一月八日
記事　一時変更

名称　舟通埼灯台
位置
所在地　福井県三方郡美浜町（舟通埼）
北緯　三五―四二―一二
東経　一三五―五七―二三
変更した事項
消灯
変更年月日　令和七年一月八日
記事　一時変更

名称　慶良間前島南方灯標
位置
所在地　端島灯台（沖縄県島尻郡渡嘉敷村）の南南西方約五・二キロメートル
北緯　二六―一一―五〇
東経　一二七―二六―一七
変更した事項
消灯
変更年月日　令和七年一月八日
記事　一時変更

名称　丸山出シ灯浮標
位置
所在地　神島灯台（三重県鳥羽市）の北北東方約一・七キロメートル
北緯　三四―三三―四七
東経　一三六―五九―三五
変更した事項
消灯
変更年月日　令和七年一月十二日
記事　一時変更

名称　丸山出シ灯浮標
位置
所在地　神島灯台（三重県鳥羽市）の北北東方約一・七キロメートル
北緯　三四―三三―四七
東経　一三六―五九―三五
変更した事項
灯質　単せん白光　毎四秒に一せん光
変更年月日　令和七年一月十二日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　裸碆灯台
位置
所在地　宮崎県日南市（尾伏鼻の南東方約七〇〇メートル）
北緯　三一―三三―五四
東経　一三一―二四―五九
変更した事項
灯質　群せん白光　毎四秒に一せん光
変更年月日　令和七年一月十一日
記事　一時記事変更中のところ灯質変更のうえ復旧

名称　堺航路第一号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺信号所の西北西方約五・四キロメートル）
北緯　三四―三六―三〇
東経　一三五―二二―二一
変更した事項
灯質　群せん緑光　毎六秒に二せん光
附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月十四日

名称　堺航路第二号灯浮標
位置
所在地　阪神港堺泉北区（堺信号所の西北西方約五・三キロメートル）
北緯　三四―三六―二一
東経　一三五―二二―二一
変更した事項
灯質　群せん赤光　毎六秒に二せん光
附属施設　レーダー反射器
変更年月日　令和七年一月十四日